3回目接種の疑問にお答えします

新型コロナワクチンの3回目接種が始まっています。 今号では、皆さんからよく寄せられる質問にお答えします。



Q 3回目の接種は、いつから受 けられますか

A 2回目接種が完了し、6カ月以 上経過した後に受けられます。対 象の人には、6カ月経過後に順次 接種のお知らせを郵送しますので、 届き次第、予約・接種ができます。

Q ファイザー製と武田/モデル ナ製のワクチンの効果に差はあ りますか

A 2回目接種から半年経過後で 比較すると、どちらのワクチンも 重症予防効果が高いことが分かっ ています。研究では、感染・発症・ 重症化のいずれの予防効果も、武 田/モデルナ製のワクチンの方が高 いと報告されています。

Q オミクロン株にも、ワクチン の効果がありますか

A オミクロン株の発症と重症化 を予防する効果は、3回目接種を することにより一定程度、回復す ることが報告されています。

Q 1·2回目と異なるワクチンを 接種しても大丈夫ですか

A 国からのワクチン供給量は、 1・2回目の接種時に比べてファイ ザー製が減っており、3回目接種で は、異なるワクチンを接種(交互接 種) する人が多くなります。英国の 研究では、2回目接種から一定期 間経過後に異なるワクチンを接種 した場合の、安全性と効果が確認 されています。

◆ワクチン予約の問い合わせ

A 3回目接種では、武田/モデル

ナ製のワクチンは1・2回目の半量

を接種します。2回目接種後と比

較し、リンパ節症は多く見られます

が、発熱や疲労などその他の症状

Q ワクチンを全く接種していま

せん。今からでも受けられますか

A 無料で新型コロナワクチンを

接種できるのは、現時点では、令 和4年9月30日までです。この期

間であれば、1・2回目接種も無料

ですので、希望する人は早めに受

は少ないと報告されています。

市新型コロナワクチンコールセンター 20120-220-489

● 9時~18時(土・日曜、祝日含む)

(诵話料無料)

ワクチンの予約はこちら Q 武田/モデルナ製のワクチン だと、副反応が気になります

▶ 推奨 インターネット予約 (24時間受付)

URL: https://vc.liny.jp/032018



▶ 推奨 LINE 予約 (24時間受付)

2次元コードから市公式 回転返回 アカウントに「友だち」 申請して予約画面へ



▶ コールセンターでの電話予約

9時~18時(土・日曜、祝日を含む) ☎0120-220-489 (通話料無料)

3回目接種については、広 報もりおか2月1日号または 市ホームページをご覧くだ さい 📵 1037759



ごみの減量と再利用について、役立つ情報をお知らせ! 🔇 資源循環推進課

☎626-3733

Rマイスターへの道

引っ越しなどで出る多量のごみの出し方

引っ越しなどの際に出る多量のごみは、町内会などの集積場所へ一 度に出すことはできません。各地域の分別方法に従い、表の処理施設 に持ち込むか、ごみの収集運搬業者に依頼してください。 なお、都南地域の人は盛岡・紫波地区環境施設組合清掃 センターに収集を依頼することもできます。

表 地域ごとの処理施設

地域	持ち込みできる施設	処理手数料
盛岡地域	クリーンセンター ※ 1 (上田字小鳥沢) ☎ 663-7153 リサイクルセンター ※ 2 (川又) ☎ 685-2151	一度に持ち込む量が200 ¹ 。以上の 場合は1000円。以降、10 ¹ 。まで ごとに50円増
都南地域	盛岡・紫波地区環境施設組合清掃 センター ※3 (矢巾町)☎697-3835	10 ⁴ っまでごとに105円。生ごみは10 ⁴ っまでごとに30円
玉山地域	岩手・玉山清掃事業所 (寺林) ☎ 682-0552	10‰までごとに50円

- ※1 クリーンセンターに持ち込めるものは、可燃ごみと古紙
- ※2 リサイクルセンターに持ち込めるものは、不燃ごみと資源(びん・缶・ペット ボトル)、粗大ごみ
- 持ち込み・収集とも事前予約が必要。持ち込みの予約は同組合ホームページか、 予約専用ダイヤル**☎**613-3501へ、収集の予約は同組合**☎**697-3865へ

収集日を 忘れがち… / 分別の仕方が

分からない…



【主な機能】

■通知機能

収集日を当日または前日にお知らせ!

■カレンダー機能

収集日が一目で分かる!

※英語・中国語・ベトナム語にも対応

■分別辞典機能

品目ごとの分け方も検索できる!

アプリのダウンロードはこちら





Google Play ※アプリは無料ですが、ダウンロード などに伴う通信料は、利用者負担です

けてください。

♥ くらしの安全課☎603-8008

1017606

空き家を売る時の税の優遇制度

空き家の処分に、税金がどのくらいかかるのか心配 ―という相談が多く寄せられます。今号では、相続し た空き家を売却するときの税金について、東北税理士 会盛岡支部の菊池康弘支部長にお話を聞きました。



■税金の計算方法

不動産を売却し、利益が発生す ると「譲渡所得」とみなされ、所 得税の対象になります。譲渡した 年の1月1日時点で、所有期間が 5年を超えるものを「長期譲渡所 得」、5年以下のものを「短期譲渡 所得」といい、長期譲渡所得では 約20年、短期譲渡所得では約39 你の税率がそれぞれ適用されます。

例えば、所有期間が5年を超え る空き家を売って1000万円の利 益が出た場合、その20歳に当たる 約200万円の納税が必要です。

■相続による譲渡の特例

ただし、相続などにより取得し た空き家を一定の要件※を満たし た上で売却した場合、譲渡所得か ら3000万円まで控除される制度 があります。これを「被相続人の居 住用財産(空き家)に係る譲渡所 得の特別控除の特例」といいます。 この特例の適用を受けるには、

確定申告が必要で す。詳しくは税理士 か税務署にお問い 合わせください。



※譲渡所得の特別控除の主な要件

- ①被相続人の死亡日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡する (例) 平成31年2月に死亡した人の場合、令和4年12月までに譲渡
- ②昭和56年5月31日以前に建築された家屋である(区分所有建築物を除く)
- ③被相続人の居住の用に供されていた家屋であり、亡くなる直前に被相続人以外 に居住者がいなかった家屋である
- ④建物ごと、現況で売却する場合には、現行の耐 震基準に適合するよう建物がリフォームされている
- ⑤空き家を解体して土地を売却する場合には、 解体後に土地の所有権移転をする

⇒制度の活用については、同課にご相談を



もりけんに挑戦 (11ページに掲載) の答え ①月曜日

広報もりおかへのご意見をお待ちしています アンケート専用フォームから、特集や各記 事への意見をお寄せください。あなたの意 見が広報もりおかを育てます。



編集後記

特集の取材先である中央卸売市場で新鮮な魚介類や野 菜をレンズ越しに眺めていると、おなかの虫が鳴りやま ず…次こそは「市場食堂」に行ってみたいです! (阿部)



ジタブルインキを 使用しています。